

後期高齢者医療制度における医療費の自己負担割合「2割」の追加について

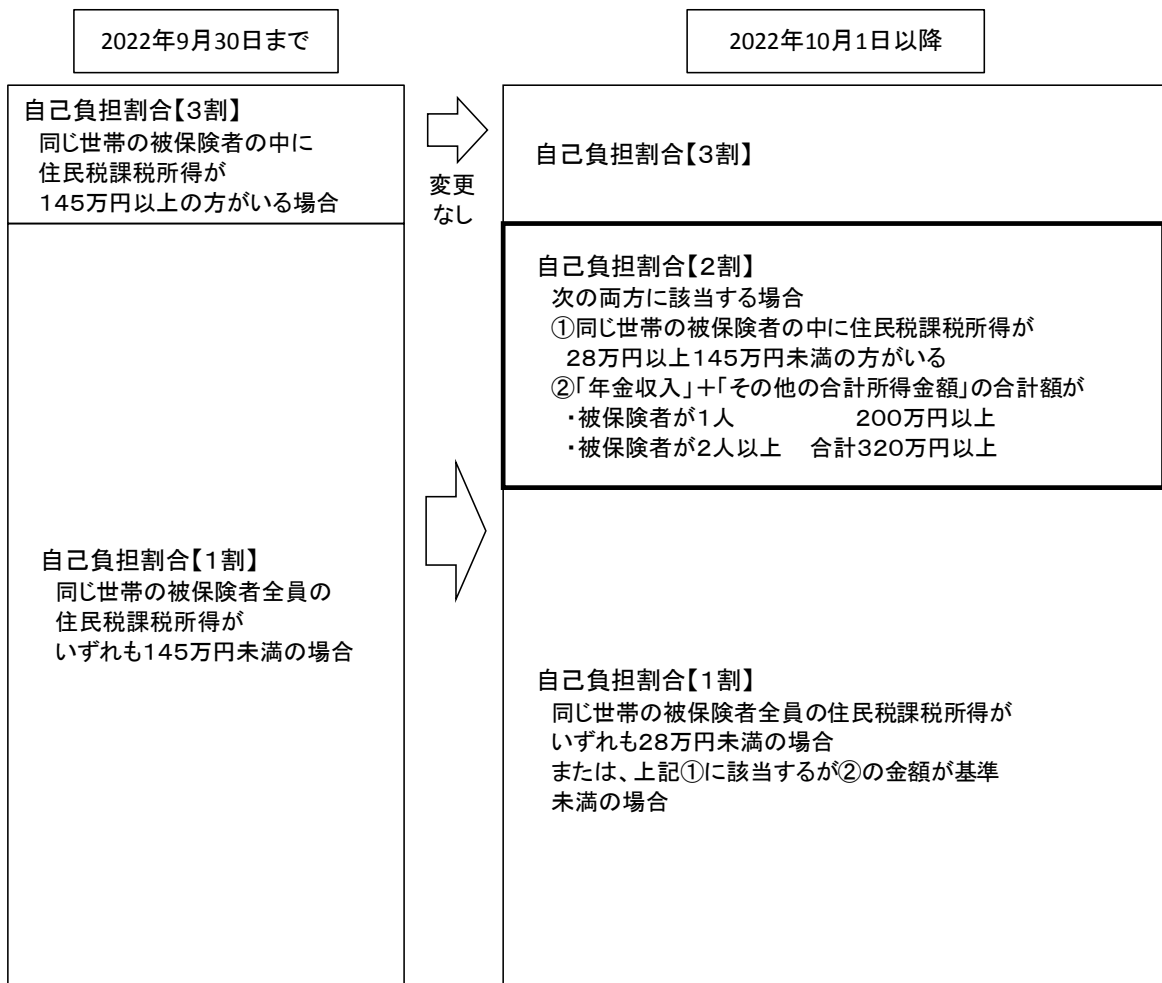
後期高齢者医療制度における医療受診時等の自己負担割合は、1割（現役並み所得の方は3割）になっています。2022年10月1日から、新たに2割負担が追加されることについて報告します。

1 背景・目的

- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、被保険者数がさらに増えることから、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者医療制度は、74歳以下の方が加入しているすべての公的医療保険から、財政支援を受けています。そのなかでも、現役世代が多く加入する被用者保険の負担が大きい現状があります。
- 自己負担割合の見直しは、現役世代の負担上昇を抑えることを目的としています。

2 自己負担割合の区分と判定方法

- 自己負担割合は、前年度の住民税課税所得や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。



3 配慮措置

(1) 自己負担割合が2割となる方の急激な負担の増加を抑えるため、外来医療に掛かる自己負担額の増加が、1か月あたり3,000円(以下「自己負担増の上限額」という。)を超えないための措置を行います。

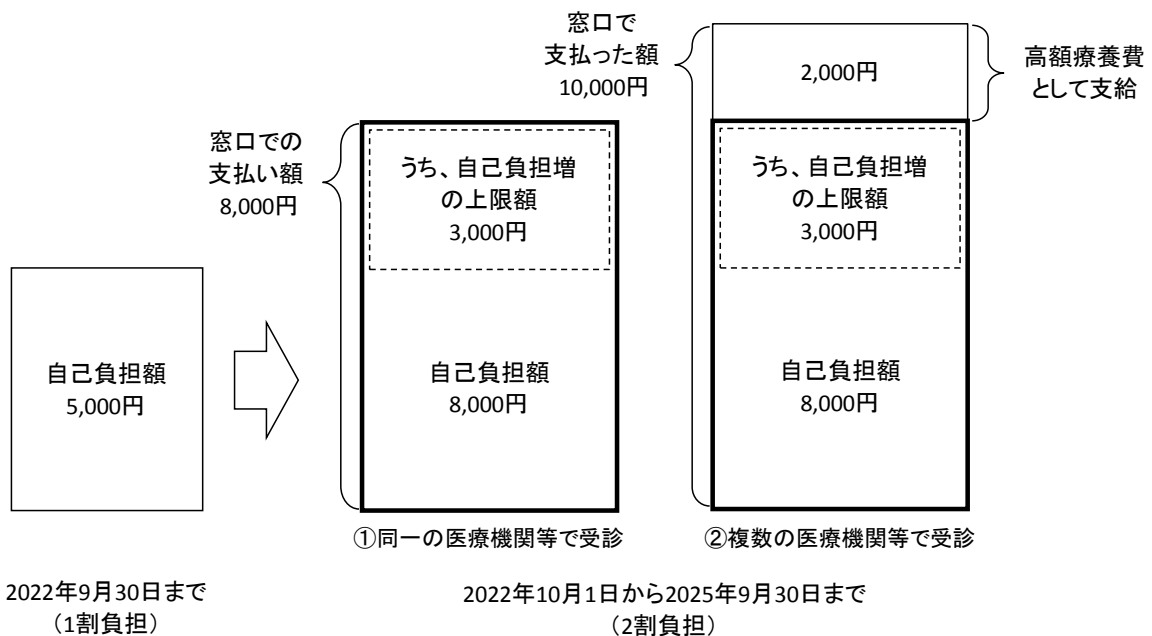
①同一の医療機関等で受診する場合は、自己負担増の上限額を超えて窓口で支払う必要はありません。

②複数の医療機関等で受診することにより自己負担増の上限額を超えて支払った分は、高額療養費として支給します。

(2) 配慮措置期間は、2022年10月1日から2025年9月30日までの3年間です。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

(例) 1ヶ月の医療費全体額が「50,000円」の場合



4 保険証(被保険者証)の送付

- 2022年7月
2年に1度の一斉更新により、全ての被保険者に保険証を送付します。
(有効期限2022年8月1日～2022年9月30日の2か月間)。
- 2022年9月
窓口2割負担の追加に伴い、全ての被保険者に保険証を送付します。
(有効期限2022年10月1日～2024年7月31日)。

5 被保険者への周知(予定)

- 東京都後期高齢者医療広域連合と町田市の広報紙・ホームページに、周知記事を掲載します。(7月、9月)
- 町田市が被保険者証を送付する封筒に、リーフレットを封入します。(7月、9月)
- 東京都後期高齢者医療広域連合が、医療機関等にポスターを配布し掲示を依頼します。(7月)